911-70-18

韓国の土地改良に関する参考資料

昭和45年発行(?)

海外技術協力事業団

国際協力事業団
19194

JICA LIBRARY
1074492[8]
19194

目　　　次

Ⅰ　農業用水開発計画の経緯 …… 1

（附・大統領訓令 才22，23号）

Ⅱ　土地改良事業制度の概要 …… 11

Ⅲ　国家財政と土地改良関係予算 …… 15

Ⅳ　土地改良事業の経済性分析方法 …… 16

Ⅴ　農業経営の動向 …… 18

Ⅵ　農業経済の動向 …… 21

附　表　目　次

1. 水利別水田面積 …… 23

2. 土地改良事業関係職員数 …… 23

3. 土地改良事業実績（1946～1966） …… 24

4. 土地改良組合規模別地区数および受益面積 …… 24

5. 年度別反当組合費 …… 24

6. 土地改良組合の水源種類別面積 …… 25

7. 年次別農家戸数および農家人口 …… 26

8. 市道別農家戸数および農家人口 …… 26

9. 年次別耕地面積 …… 26

10. 市道別耕地面積 …… 27

11. 農業用器具機械保有状況表 …… 27

12. 米穀生産量表 …… 27

13. 米穀年度別全体糧穀需給推算 …… 28

14. 1967年の水稲生産費 …… 29

15. 米生産費および価格の年次別変化 …… 29

I　農業用水開発計画の経緯

農業用水源の確保は，古くから韓国農業にとっての大きな課題であったが，たまたま１９６４年，洛東江流域に発生した旱ばつを契機として，大統領から対策樹立を指示された農林部は，土地改良組合聯合会をして急きょ洛東江水系における水利状況とその対策について調査せしめた。そして，その結果を全国にひきのばした形で全天候農業用水源開発計画が樹立されることゝなった。

１９６５年に樹てられた本計画は，以上のように，全国の現況調査にもとずくものではなく，その内容においてあまり精度の高いものではなかったが，全体計画としては，９年間に，全水田の８５％までを水利安全水田とする構想であり，全天候の名が冠せられたのは，この計画が最初であった。

全天候農業用水源開発計画

１）期　　間　　１９６５～１９７３　　９ケ年

２）開発面積　　３５７,０００町歩

（全水田の８５％を水利安全田とする）

３）推定事業費　　１５００億　WON

この計画にもとずいて，大統領から，事業実施が指示されたが，実際には資金がともなわず，1968年まで４年間の実績は，完了面積７４千町歩，総投資額１３０億WON，進捗率は僅か１９％に止まった。

この間韓国においては，経済開発に関する才１次５ケ年計画（１９６２～１９６６）に引続き，１９６６年７月には，才２次５ケ年計画（１９６７～１９７１）が策定されたが，その目標の才１に食糧の自給があげられ，この中で農業用水の開発は重要な役割をになうことゝなった。

１）現　　状（１９６６年）

ア・総水田面積	1,２９８,０００町（１００.０％）
イ・水利安全水田	７６４,０００町（　５８.８％）
ウ・水利不安全および天水田	５３４,０００町（　４１.２％）

２）計　　画（目標１９７１年）

ア・総水田面積	1,２９８,０００町（１００.０％）
イ・水利安全水田	９０４.０００町（　７０.０％）
ウ・水利不安全および天水田	３９４.０００町（　３０.０％）
エ・用水開発面積	１４０.０００町

以上の計画からみた，１９６７および６８，２ケ年間の実績は次表のとおり，あまり順調とはいゝ難い。

計　画　と　実　績　（単位；面積　千町歩　投資額　億ＷＯＮ　）

区分 / 施設別	計画（1967～71）		実績（1967～68）		進捗率	今後計画（1969～71）	
	面積	投資額	面積	投資額	%	面積	投資額
揚水場	61.6	129.0	6.4	35.0	10.4	55.2	94.0
貯水池	33.5	61.9	7.7	24.4	23.0	25.8	37.5
地下水	30.4	34.3	5.2	8.5	17.1	25.2	25.8
洑水規模	14.6	23.3	11.4	6.2	78.0	3.2	17.1
計	140.1	248.5	30.7	74.1	22.0	109.4	174.4

注：農林部資料

一方政府は，１９６５年の全天候農業用水源開発計画を効率的に推進するため，土地改良組合聯合会に，全国２９水系についての開発基本調査を実施させることゝした。同聯合会では１９６６年から本格的に水系別基本調査を開始し，全国の各水系をさらに地形，水利施設あるいは行政区域等を勘案したおゝよそ１万町歩の地域に区分し，各地域別に現地踏査を行ない，土地利用区分図，水利状況図を作成し，図上で基本計画を樹立した。この調査は地表水を対象とするもので，１９６８年中に全調査を完了の見込であるが，地下水に関する調査も，小規模ながらこれと平行して進められた。

１９６７年の湖南（全羅南北道）嶺南（慶尚南北道）地方の旱ばつに続いて，１９６８年もまた同地方は４月以降の雨が極度に少なく，７月に入っても田植不能の水田が続出し，ついに前年をしのぐ大旱ばつとなった。

事態を重視した大統領は１９６８年８月２２日大統領訓令第２２号により，旱害対策の指針を示すとゝもに，早急に旱害対策を樹立するよう指示した。　この訓令では，

１）　旱害対策を　１段階対策（当面の緊急対策）　２段階対策（１９６９年６月までの対策）　３段階対策（長期的恒久対策）の３段階に分けて樹立すること。

２）　２段階対策では，旱ばつのさい田植の不能となる水田を，

ア・水利安全水田化する地域

イ・乾田直播する地域

ウ・畑作に転換する地域

に区分するとゝもに，水源としては地下水開発に努力すべきこと。

３）　３段階対策として，過去，旱ばつ頻度の高い湖南，嶺南地方に対する恒久対策を樹てゝ年次計画として推進すべきこと。

４）　地下水開発のため地下水開発団（仮称）を設立すること。

５）　各関係機関が一致協力して旱害対策にあたるべきこと。

などが指示されたが，大統領は同年11月14日に再び訓令ｵ23号を発し，農業用水の開発は地下水開発を根幹とすべきことを強調し，総合計画の樹立を指示した。

いずれにしても，大統領訓令にもとずいて，全国の里洞（日本の旧町村）単位で先ず対策計画のための調査に着手，順次邑面（日本の町村）から市郡，道へと地域計画を作成し，僅か2ケ月余にして，全国の段階別農業用水開発計画が完成したのである。従って，本計画は，中央から地方まで，官民一体となった不眠不休の努力の産物ではあったが，このような成立の経過からみても，この計画が充分技術的な裏付けを得ることは，極めて困難な状況下にあった。

恒久的旱害対策（農業用水開発計画）

総合対策計画　　（単位；面積　町歩　事業費　百万WON）

区分 / 地域	水田総面積	旱害常習地	畑転換	乾田直播	水利安全水田化		
					個所数	面積	事業費
嶺湖南	788,550	(46%) 361,253	41,187	28,830	32,443	269,733	35,397
その他地域	512,723	(38%) 196,087	3,941	51,641	21,513	159,163	18,201
全国	1,301,273	(43%) 557,340	45,128	80,471	53,956	428,896	53,598

段階別事業計画　　（単位；面積　町歩　事業費　百万WON）

	個所数	面積	施設別内訳						事業費
			管井	集水暗渠	揚水場	導水路	洑	貯水池	
嶺湖南2段階対策 1968〜1969.6.30	12,052	83,607	32,880	13,491	7,451	13,381	3,962	12,442	6,927
嶺湖南3段階対策 1969.7〜1971.12	20,391	186,126	69,369	39,107	26,074	8,017	6,285	37,274	28,471
他地域3段階対策 1972以降の予定	21,513	159,163	69,673	34,782	23,406	11,017	1,909	18,376	18,201
合計	53,956	428,896	171,922	87,380	56,931	32,415	12,156	68,092	53,598

注：農林部資料

大統領訓令にもとずく，段階別農業用水開発計画は，水源別にみると，地下水依存の割合が最も大きいが，本計画とは別に，旱害頻度の高い嶺湖南地方については，土地改良組合聯合会が，1965年以降進めてきた水系別基本調査や大団地別開発基本調査にもとずく，団地別農業用水開発計画がある。

団地別農業用水開発計画（嶺湖南地方）

1）団地数　　51

2）団地開発面積　　126,700町歩（内地表水 114,120町 地下水12,580町）

3）団地外地下水開発面積　　41,000町歩

4）総面積　　167,700町歩

この団地別計画では，かなりまとまつた団地に対して，総合的，集中的な開発投資を行ない，全天候に対応する土地基盤を効率的に造成することを目標としている。これら５１団地のうち６個の大団地計８２,８７６町歩については，すでに基本調査を完了し，他の４５団地については踏査の段階にあるが，いずれも計画の用水源としては，地表水が主体をなしている。

以上のごとく現在韓国における農業用水開発計画には，地下水を主体とする小規模開発方式に重点をおくものと，地表水を主体とする大・中規模開発方式に重点をおくものと，両方の考え方があり，これらの総合調整が緊急を要する課題となつている。

大統領訓令　第２２号　　　　　　　　　　　　　１９６８．８．２２

受　信；

題　目；　旱害対策指針

1. 旱害対策の樹立を推進するため次の事項を示達する。

2. 旱害対策は次の３段階に区分して樹立する。

i ）　１段階対策　（当面緊急対策）

ii ）　２　〃　　（明年６月迄の対策）

iii ）　３　〃　　（長期的，恒久対策）

但し，上記三段階対策は相互密接な関連性をもつ様にすることに依って予算の節減と事業の効果を高める事が出来よう。例えば，１，２段階対策も可能な限り恒久対策の一環事業である様，又３段階対策も１，２段階対策の目的を達成出来る様事業撰定に配慮する。

3. １段階対策（当面緊急対策）

以後，充分な降雨があって用水不足が解決される迄，現在のすべての不用整備，予算（糧穀包含）人力を総動員し，既植畓灌漑事業に全力を集注し，被害面積を最少限度に減少させる。政府より支援を受けた糧穀と予算は労賃として使用し，〔井戸掘り〕と揚水作業を大大的に推進する。〔井戸掘り〕又は揚水作業が不可能な地域では，小溜池道路事業等，自助勤労事業を行う。

この期間中に，２段階対策（明年６月迄の対策）に対する具体的計画を完成する（作業場の位置，作業の種類，数量，予算配定等）　８月２０日限　完成

4. ２段階対策（明年６月迄の対策）

中央及道との共同で作成した計画に依り実施する。この計画に於ては，

i. 限界，降雨時期（降雨が遅れた場合もっとも遅く植える事が出来る時期的限界）迄移植不可能な畓を調査し，次の３個地域に区分する。即ち，

1. 水利安全畓に換える地域
2. 乾畓直播にする地域
3. 田作に転換し作目を変更する地域

ii. 自助勤労事業は，被災民の所得増大目的（労賃撒布）と，恒久的旱害防止目的を同時に達成し得る事業を選定しなければならない。２つの目的を同時に達成し得ない時は所得増大目的を優先的に考慮しなければならない。

iii. 小溜池を造るか地下水を掘るかは，地域により条件が異なるが過去に多くの小溜池を造ったが，旱害が甚しければ小溜池自体も枯渇し，ほとんど効果がなかった経験にてらし，小溜池よりは可能なる限り地下水開発に努力する。（全南道の場合１０ｍ程度掘れば大部分地下水があるという事実がわかった。）

Ⅳ. 中小都市の飲料水供給の為には莫大な資金が所要される上水道施設よりは，深井掘さくに依って井戸を多く掘り供給する方途を研究する。

Ⅴ. この事業推進にあたつては，財源調達は可能な限り剰余農産物導入，対日請求権資金又は長期低利の外国借款に依る事とし内資部分の負担を少くする。

5. 3段階対策（長期的，恒久対策）

過去30年間の統計に依れば湖南一部と嶺南の一部地方が旱害常習地帯になっておる事から，この両地域に対する恒久対策を樹立し，本年より年次計画として推進する。前記，湖南地方に対する2段階対策は，この長期的，恒久対策の一部になるはずで湖南地方は才1次年度に着手し，調査計画が完了し次才，嶺南地方も明年より一部着工する。この長期対策には建設部国土建設計画の水資源開発事業が包含される事が出来る。

6. 地下水開発団（仮称）設立

国外より導入を計画中の深井掘さく機，大型揚水機等，地下水開発用装備を管理する地下水開発団を編成し，今後の旱害対策のための地下水開発事業を支援させることにする。

地下水開発団の下に独立作業単位の分団を数多く編成して，各道に配属又は支援するようにする。（政府はただちにこの機構の効果的編成案を研究する事）

7. 政府又は政府傘下のすべての機関が保有する人員，装備，資材，技術は緊急非常時には一時的に統合，運営するようにならなければならない。

例えば，今般の旱害対策に於て農林部傘下の土連，建設部傘下の建設局，科学技術庁傘下の地質調査所等が保有する技術者と装備は，旱害対策のため一時的に統合運営することに依って最大限の能率を発揮することが出来るよう，この時どの部所が統合指揮（1時的運営）を行うかの問題は1の目的に応じて自動的に決定される。即ち，農作物の旱害対策であれば当然農林部長官でなければならない。

もし，同じ旱害でも工業用水解決のための対策であれば，建設部長官が行なわなければならない。もし，性格の軽重を分ける事が難しい時は合議決定するか又は上級機関が指命するであろう。

この原則は他部所間又は地方自治団体内でも適用されなければならない。

8. 旱害地住民の各種副業勧奨

旱害民救護の為の自助勤労事業以外でも旱害地区住民の所得増大の為，各種副業或は畜産事業を奨励指導し，この事業のための資金支援を優先的に行ない可及的長期低利でゆく方案を研究する。

9. 結　　論

旱害を克服する道は，物質的な支援が勿論必要であろうが，ここに忘れてはならない根本的な要素は，精神的な旱害対策である。即ち，人間の力で天災を克服するという意志と人間の知恵と労力及び忍耐力が何よりも重要である事を，旱害地区住民達に鼓吹しなければならない。

大統領訓令　第２３号　　　　　　　　　　1968. 11. 14

受　信　　農林部長官

参　照　　各関係部処

題　目　　農業用水開発綜合計画

農業用水開発総合計画に対する指針を別紙の如く下達する

大統領　朴　正　熙

我国，総　面積1,301千haの中，其の43%に該当する約557千haは依然として水利不安田畓として残っておる。

この為，昨今両年の旱害だけでも其の被害額は400億WONに達し，これに対する対策として政府が直接，間接的に投入した資金は，今年の旱害のみで約350億WONに達した。

もしも，我々がこの様な事実を不可抗力的な天災としてあきらめる因習から脱皮出来ないならば，我々は永久に落伍し，貧困な民族の域を免れ得ないであらう。

敢然として農業用水を開発し，全農土を全天候農土として造成する事はただ農業部門に限られた課題のみではなく，祖国近代化に至る絶対的な要件であることを銘記しなければならない。

去る夏の経験を通じて我々は農業用水開発の根幹を地下水開発に求めなければならないと言う事実と，地下水開発を通じて全農土を旱害がない様な沃土として転換可能であると言う確信を得た。

ここに本人は，農業用水開発計画の樹立と推進の為，次の事項を指針として示達する。

1. 調　査

(ア)　開発事業の為の調査と計画は68.11.20まで完了する。

(イ)　調査に必要な資料の範囲は次の様である。

1)　外国技術団で実施したもの

i)　和蘭 NED会社に依る栄山江下流開発調査

ii)　IBRD及FAOに依る平澤・錦江地区開発調査

iii)　U.N.D.P に依る全国地下水開発基本調査（未協定）

2)　国内技術陣に依り調査されたもの

（土聘に依る230個地区）

3)　68年に作成された農業用水開発計画

i)　68年に旱害を受けた全南・北道及慶南道39個市郡の対策計画

ii)　i)以外の全南・北道，慶南・北道に対する対策計画

iii)　全南・北道及び慶南・北道以外の秋風嶺以北地域，旱害常習地対策計画

(ウ)　以上の資料を整理し，日本及びIBRD調査団に提供，技術検討を受ける。

(エ)　全南・北道，慶南道の68年度，旱害地（大統領訓令オ22号に依るオ2段階対策地区）以外の地区は計画書に依り技術検討をする。

(オ)　外国技術団（日本，IBRD）に依る調査方向は次の様である。

1)　農業用水開発計画を全般的に検討する

2)　特に慶北道及び秋風嶺以北地域計画に対しては合同で検討する

3)　秋風嶺以南4個道に於て（エ）の地域以外の地域計画にあっては大規模水利施設計画（例；栄山江流域，安城川流域等）と農業用水開発計画との重複につき検討し修正を要する部分を摘指する

4)　外国技術団自体の事業計画案と，有益な助言を受け本事業計画を補完すること

2. 事業計画の確定

（ア） 調査資料に基づいた技術検討が終れば事業計画を確定し，如何なる時にも着工出来る様必要な処置を取ること。

3. 工事（別添地図参照）

（ア） 工事着手は次の優先順位による。

1） 68年度旱害地区（大統領訓令オ22号に依るオ2段階対策地区）の工事は69年6月迄完工させる

2） 68年度旱害地区を除外した秋風嶺以南及び其他地区の工事は69年6月以降に着手する

3） 秋風嶺以北4個道（忠清南・北道，江原道，京畿道）地区旱害常習地帯の工事は年次的に着工する

従って，前もって充分なる技術検討を行い，事業必要の緩急に従いこの地域を更にA.B.Cの3個等級地域に区分する

（イ） 工事はオ2段階対策地区に対しては既に確保された予算（資材代3,152,780千WON及び糧穀181,172M／T）で69年6月迄あらゆる工事が完了する様にする。

（ウ） 工事能力面に於て，国内技術陣で可能なものと，外国技術陣に依存すべき工事をあらかじめ分類する。

（エ） 国内技術陣が開発する部分に於ては地下水開発公社だけでは限定された日時内に工事を完了することが出来ないから地方自治団体及び特に農民に依る自体開発が強力に推進されなければならない。

4. 財　源

（ア） 国内財源で最大限充当する。

（イ） 対日請求権資金及び其他条件が有利な外国借款を誘致する。

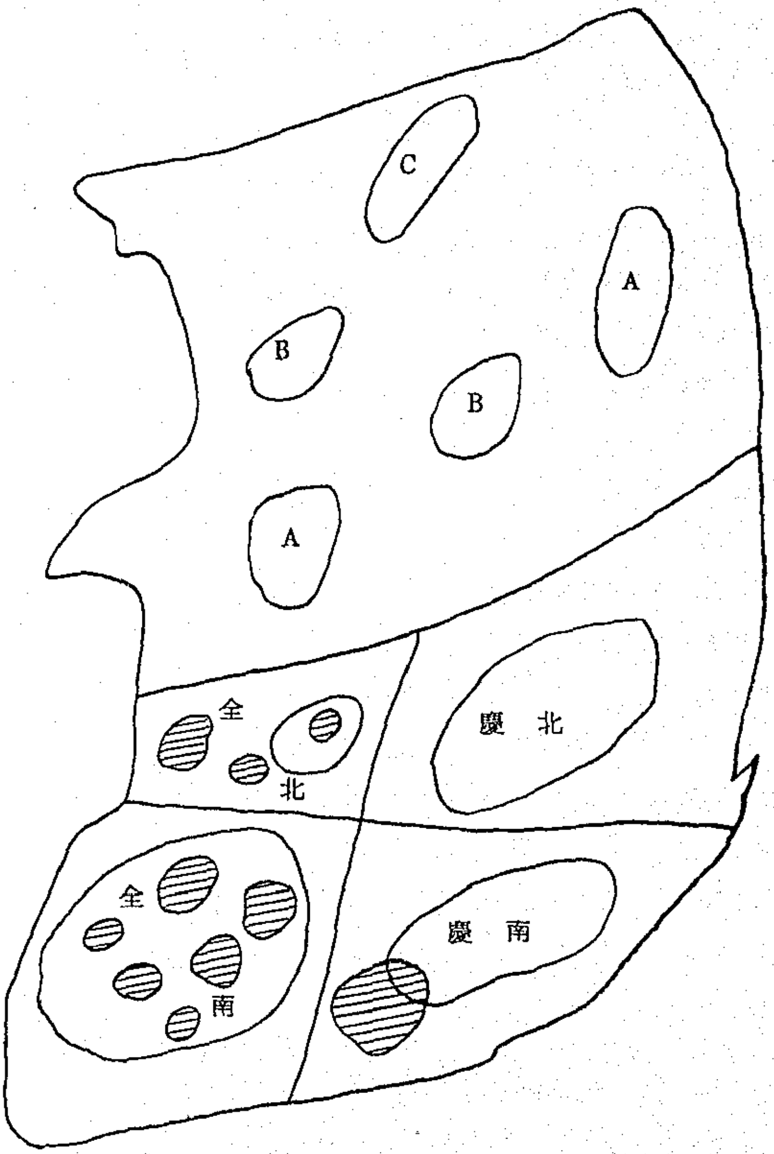

凡例

(hatched circle)	68年度旱害地区…	69年6月迄対策工事完了
(circle)	旱害常習地区…	69年6月以降着手
(A)	秋風嶺以北 旱害常習地区 …	充分な技術検討を行ない 年次的に着手

Ⅱ　土地改良事業制度の概要

土地改良事業に関する基本的な法律である土地改良事業法（１９６１）は次のような構成からなる。

才１章　　総　　則

才２章　　土地改良組合および土地改良組合聯合会

　才１節　総　　則

　才２節　土地改良組合

　才３節　土地改良組合聯合会

才３章　　国家または地方自治団体の土地改良事業

才４章　　１人または数人共同の土地改良事業

才５章　　交換分合

才６章　　雑　　則

才７章　　監　　督

才８章　　罰　　則

附　則

才１条では本法の目的として，農業経営の合理化と農業生産力の発展のため，農地を改良，開発保全し，食糧その他農産物生産の維持増進に寄与することゝし，才２条の事業の定義では，わが国の土地改良法と全く同様，かんがい排水施設・農業用道路その他農地の保全または利用に必要な施設の新設，管理，廃合，変更と，区画整理，開田開畑，埋立，干拓，災害復旧あるいは交換分合等をあげている。

才３条に定める土地改良事業の参加資格者は，土地の所有者となっているが，韓国では，農地改革法[注1)]によって，一切の小作を認めてないので，所有者すなわち耕作者ということになる。

才５条で，土地改良事業の施行者として，国家，地方自治団体，土地改良組合聯合会，土地改良組合および土地所有者をあげているが，現在実施されている土地改良事業は，土地改良組合によるものと，５０町未満の共同施行によるもの，および土地改良組合聯合会による干拓事業である。１９６８年現在全国の土地改良組合数は２７１，その受益面積は４００千町歩で，全水田面積1,３００千町歩 $\frac{1}{3}$ である。

農民自体の資力が極めて弱いため，土地改良事業の実施はほとんど国家資金に依存するほかはなく，また組合長は，道知事[注2)]の任命制（１万町以上の組合は農林部長官の承認を要する）となっている。

水利事業に対する国の補助融資制度は，農林部令の補助規則と財務部令の財政資金貸下要領により，次のとおり定められている。

土地改良組合による事業	補助率　６０％	補助残融資，利率３分５厘　５年据置３０年元利均等年賦償還
共同施行（契による事業）	補助率　７０％	補助残融資なし

さらに韓国における土地改良制度の中で特徴的なものは，土地改良事業法オ79条以降に定められた土地改良組合聯合会の存在とその役割りである。

その任務とするところは，各土地改良組合の業務の指導監督をはじめとして，土地改良事業に関する基本的調査や地区計画，測量設計，工事監督を行う一方，土地改良についての試験研究から組合員の営農指導[注3)]にいたるまで，土地改良事業の広範な分野にわたり，国に代ってその実務を担当している。

注1） 農地改革法は，1949年公布され，同法による自作農創設事業は99％を完了した。本法では，小作を禁止しているほか，農地の売買，転用を許可制とし，また一般的には3町以上の農地の取得を禁止した。しかしこのような制限が企業的農業育成の障害となるなどの矛盾を生じてきたゝめ，1968年度には，新農地法案を国会に提出したが，成立するには至らなかった。

注2） 現在，道知事は，大統領による任命制で，郡守（郡長のこと）は道知事が任命権をもち，また，地方議会は1961年以降廃止されている。

注3） 土聯および土地改良組合には現在約700名の農務技術者がいて，農事改良指導にあたっているが，行政機構としては，農林部の農村振興庁—各道の農村振興院—各郡の農村指導所という一般の農業改良普及組織がある。

農林部機構

- 長官
  - 秘書官
  - 次官
    - 秘書官
    - 企画管理室長
      - 企画予算担当官
      - 行政管理担当官
      - 法務官
      - 公報官
    - 総務課
    - 農政次官補
      - 農政局
        - 農業経済課
        - 農業開発課
        - 農業協同組合課
        - 肥料課
        - 調査統計課
      - 農業生産局
        - 農畜課
        - 蚕業課
        - 特作課
        - 植物防疫課
      - 農地局
        - 地政課（予算，土聯，組合監督，農地改革法関係）
        - 改良課（土地改良）
        - 造成課（耕地整理，地下水開発，開墾，干拓）
    - 殖産次官補
      - 糧政局
        - 糧政課
        - 管理課
        - 企業会計課
      - 畜産局
        - 畜政課
        - 畜産課
        - 飼料課
        - 家畜衛生課
    - 駐日農務官
    - 駐伊農務官

このほか農林部の外庁として農村振興庁，水産庁，山林庁がある。

土地改良組合聯合会の機構

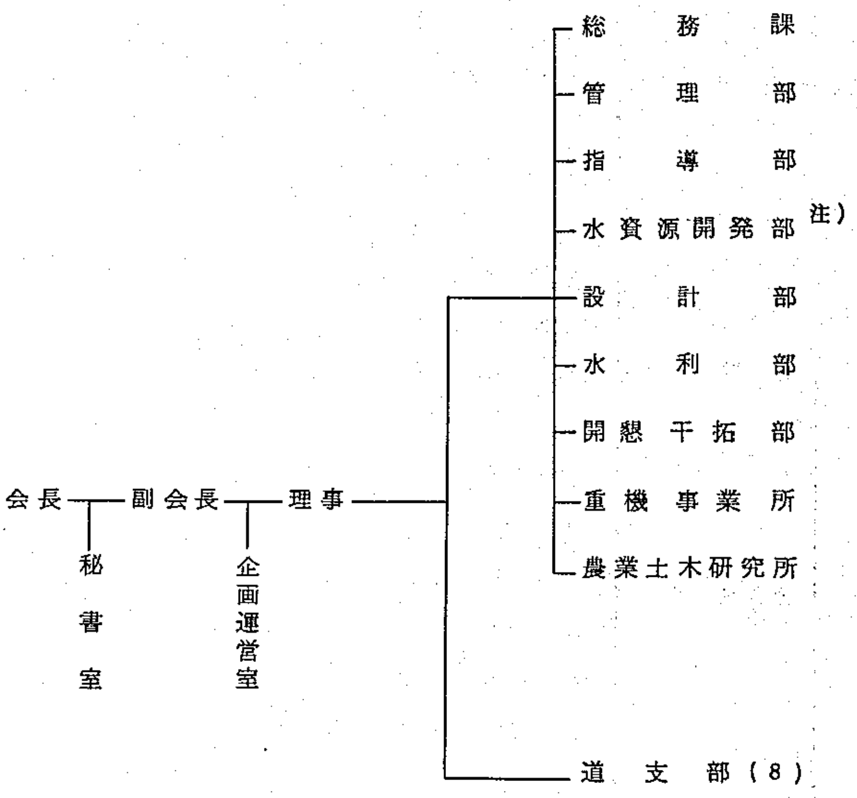

注） 水資源の開発調査を担当する水資源開発部から，地下水部門だけは分離して，別に地下水開発団（仮称）が設立されたので，土聯は，地表水だけをあつかうことゝなる。

Ⅲ　国家財政と土地改良関係予算

韓国中央政府の予算は，一般財政部門とその他特別会計に大別される。一般財政部門はさらに一般会計および対充資金，経済開発，財政資金運用の3特別会計に区分され，その他特別会計のうち土地改良に関係があるのは請求権資金特別会計のみである。

1968年，1969年両年度における一般財政および請求権資金特別会計才出予算は次のとおりである。

総予算と土地改良関係予算

（単位；百万WON）

年度				1968年	1969年
総予算	一般財政	一般会計		189,800	241,398
		対充資金特別会計		650	650
		経済開発特別会計		59,100	66,706
		財政資金運用特別会計		16,100	17,922
		計	(A)	265,700	326,676
	請求権資金特別会計		(B)	10,047	10,883
	A＋B		(C)	275,747	337,559
うち農林部	一般財政		(D)	24,960	21,748
	請求権資金特別会計		(E)	6,073	5,909
	D＋E		(F)	31,033	27,657
うち土地改良	一般財政		(G)	3,602	4,265
	請求権資金特別会計		(H)	2,096	2,161
	G＋H		(I)	5,698	6,426

注　1. 会計年度は1月～12月
　　2. 1968年は補正後の予算，1969年は予算案
　　3. 農林部調による

一般財政における農林部予算の割合D／Aは，1968年9.4％から6.7％に低下した。1969年の農林部予算は，実額でも1968年より減少したが，これは主として農産物価格安定基金がなくなったためである。土地改良関係予算の，一般財政中に占める割合は，

		1968年	1969年
総予算中の割合	G／A	1.4％	1.3％
農林部予算中の割合	G／D	14.4％	19.6％

であって，農林部予算中の割合は1969年において増加しているが総予算中の割合は稍減少した。

土地改良関係予算は，一般財政によるもの々ほか，請求権資金特別会計の中での比重が高く，これをふくめた場合には，総予算および農林部予算中に占める割合は，それぞれ次のとおりとなる。

	1968年	1969年
総予算中の割合 I／C	2.1％	1.9％
農林部予算中の割合 I／F	18.4％	23.2％

このように請求権資金をふくめた場合でも，総予算の中の土地改良予算の割合は1969年において前年よりむしろ減少している。

以上のほか，1968年の旱害対策として，段階別農業用水開発計画が樹てられ，才1，才2段階事業費は，社会保険部所管の旱害対策自助勤労事業費として1,337百万WONと糧穀（小麦粉）68,500tが放出されたが，1969年にはさらに2,567百万WONと糧穀（小麦粉）131,500tが用意されている。さらにまた経済企画院所管の請求権資金特別会計の中には，1,600百万WONの旱害対策費（主として地下水開発費）が組まれており，これらを合計すれば1969年の土地改良関係予算の実額は100億WONを越えるわけである。

Ⅳ　土地改良事業の経済性分析方法

土地改良事業計画における経済的妥当性を判定するため，韓国において一般に用いられている指標はB／C Ratio（便益費用比率）である。

B／C Ratio の算定式は次のとおりである。

$$\frac{PVR}{PVE}=\frac{\frac{R_1}{(1+r)}+\frac{R_2}{(1+r)^2}+\cdots\cdots+\frac{R_n}{(1+r)^n}+\frac{Rc\left[\frac{(1+r)^v-1}{r(1+r)^v}\right]}{(1+r)^{n+1}}}{E_1+\frac{E_2}{(1+r)}+\cdots\cdots+\frac{E_n}{(1+r)^{n-1}}+\frac{Ec\left[\frac{(1+r)^v-1}{r(1+r)^v}\right]}{(1+r)^n}}$$

ただし，

PVR……開発期間の最初の年から，耐用期間の最終年までの総収益の現在価値

PVE……上記と同一期間中の総費用の現在価値

$R_1, R_2 \cdots R_n$…開発期間の最初の年から，試験期間最終年次までの，年次別増加収益（収益は各年次の末に発生するものとみなす）

$E_1, E_2 \cdots E_n$…開発期間の最初の年から，試験期間最終年次までの，年次別費用（費用は各年次の始に要するものとみなす）

Rc…………試験期間の最終年次により，耐用期間の最終年次までの各年次の増加収益であり，期間中年間収益は一定なるものとみなし，施設の残存価値はないものとする。

Ec…………Rc と同一期間の各年次の年間費用

r…………割引率（資本の機会費用）国務総理の指示により土地改良事業の妥当性比較基準は6％とされている。

v…………耐用期間であり，開発および試験期間は除外する。

経済効果の測定の精度は，計画地区の規模の大小によって異なり，中小規模の地区では，事業による増収量とB／C Ratio がごく概算的に求められているが，およそ3,000町歩以上の大規模計画地区においては，土地改良組合聯合会の指導部を中心として，将来の作付体系や労働力の需給計画をふくむかなり詳細な調査検討が行なわれている。

そして近年，土地改良事業に対する外資導入の増加にともない，経済性評価の指標として，投資収益率（世界銀行等で用いられる）を使用するようになった。

投資収益率はB／C Ratio 公式の変形であり，B／C＝1（B＝C）となる。割引率も試行錯誤方法で求め，その割引率が投資収益率である。

算定式は，次のとおりである。

$$\Sigma \frac{Rt}{(1+kt)^t} = \Sigma \frac{Et+It}{(1+kt)^t}$$

（粗収益の現在価値総和）＝（費用の現在価値総和）

従って

$$\Sigma \frac{Rt-Et-It}{(1+kt)} = 0$$

但し

Rt	年次別農業粗収益
Et	年次別農業経営費
It	年次別総事業費
t	事業の耐用年数
k	投資収益率（割引率）

上記公式によって計算された投資収益率は，資本の機会費用と比較することができる。投資収益率が資本の機会費用より大なれば大なる程，事業の経済的妥当性は大なることを意味する。

経済効果として，評価の対象となるのは，作物の増産効果と水利の節減効果である。増産効果について従来は水の効果だけを測定していたが，近年は作付体系の変更や耕種改善もふくめ，総合効果としては握するようになった。

土地改良事業による作物純収益の計算は

（施行後粗収益－施行後営農管理費）－（施行前粗収益－施行前営農管理費）

であって，費用のうちの営農管理費の増加は，作物純収益の計算にふくめるのが常である。

さらに営農管理費としては生産費のうち自家労賃を除いたもの，すなわち経営費に相当するものだけを算定している。

家族労賃は，小農体制下においては，家族労働に対する代価を擬制的に考えているだけであって，全面的に農家の所得に帰属するものであり，費用として考える必要はないという理由であって，こゝ

では所得を以て純収益とみなしている。

施行後の施設維持管理費や，施設の耐用年数については，全国的な基準を設けて，この基準値をそのまゝ用いる場合が多い。

V　農業経営の動向

1. 農家人口

韓国における1967年の総人口は3,007万人で，前年比86万人，2.94％の増加を示しているが，これを非農家と農家に分ければ，非農家人口の増加率4.2％に対して，農家人口増加率は1.9％にすぎず，総人口に対する農家人口の構成比は1966年の54.0％から1967年には53.5％に減少した。

農家戸数は，1961年と1963年に稍減少した以外は，毎年増加の傾向を示し，1960年の235万戸に対し，1967年には259万戸となり，年平均約1.5％の増加率である。

さらにこれを，耕地規模別にみると，1967年の農家戸数は1960年に比べて，5反未満の戸数が約9万戸減少したのに対し，5反～2町の戸数は30万戸増加，2町～3町の戸数が6千戸減少，3町以上は3万2千戸の増加を示す。

これら階層間の変動は，人口増加による農家戸数の自然増加や分割相続の影響をうけているが，おゝよそ零細農は離農し，3町以上の果樹，養蚕等の大農は増加の傾向にある。

農家戸数の変動状況

（単位；千戸）

	合計		5反未満		0.5～1町歩		1～2町歩		2～3町歩		3町以上	
	戸数	構成比	戸数	構成比	戸数	構成比	戸数	構成比	戸数	構成比	戸数	構成比
1960年	2,350	100.0	1,009	42.9	707	30.1	486	20.7	141	6.0	7	0.3
1967年	2,587	100.0	919	35.5	829	32.1	665	25.7	135	5.2	39	1.5
'60年対比増減戸数	237		△90		122		179		△6		32	
'60年対比増減率（％）	10.1		△8.9		17.3		36.8		△4.3		457.1	

注； 農林統計年報による

2. 農業就業構造の推移

1960年から1967年への農家人口の増加率と農家戸数の増加率はほゞ同様で，農家1戸当人口にはあまり変動がないが，1戸当耕地面積は，才1次経済開発5ヶ年計画期間中における開墾干拓等農地拡張事業の進展により，1960年の8.69反から1966年9.10反に増加した。

しかし1967年には耕地拡大の鈍化と農家戸数の増加のため，戸当耕地面積も僅かに減少した。

戸当農家人口と耕地面積の推移

	農家人口	農家戸数	戸当人口	戸当耕地面積
1960	14,559 千人	2,350 千戸	6.20 人	8.69 反歩
1965	15,812	2,507	6.31	9.07
1966	15,781	2,540	6.21	9.10
1967	16,078	2,587	6.21	9.01

注； 農林統計年報による

農家1戸当営農従事者数は，1962年の3.39人から，1967年には3.12人に約8％減少したが，特に2町以上の階層においては4.71人から4.01人に約15％の減少を示し，雇傭労働依存度が増している。

3. 耕地構成の変化

開墾や干拓事業の推進により耕地面積は漸次増加し，1966年には2,312千町で，1960年に比べ13.2％増大し，1967年にはさらに約2万町歩増加して，2,331千町歩となった。

農耕地の拡張は干拓より開墾事業によるものが多く，田畑の構成地は，1960年の60：40が，1967年には56：44に変化した。

耕地利用度も上昇の傾向を示し，1960年147％から1967年は152％に増加した。作物別にみると，1967年の総利用面積中，食糧作物の植付面積は88.5％内67.7％が米麦であって，全体として食糧作物の構成比は極めて緩慢ながら減少している反面，特用作物，果樹，そさい，煙草，桑などの非食糧作物の構成比が高まりつゝある。

作物別耕地利用状況

（単位；千町歩）

	1965		1967	
	植付面積	構成比	植付面積	構成比
食糧作物	3,248	90.5％	3,135	88.5％
（米穀）	(1,238)	(34.5)	(1,246)	(35.2)
（麦類）	(1,211)	(33.8)	(1,151)	(32.5)
特用作物	61	1.7	74	2.1
果実	43	1.2	48	1.4
蔬菜	151	4.2	177	5.0
煙草	34	1.0	38	1.1
桑	50	1.4	69	1.9
計	3,588	100.0	3,541	100.0

注； 農林統計年報による

4. 農業投資

才１次５ヶ年計画（１９６２～１９６６）期間中における農業部門に対する財政資金と金融資金の投融資総額は約３２８億ＷＯＮに達し，１９６７年の農業固定資本額は１９６２年の2.2倍となった。

食糧増産のため，揚水場，貯水池の設置，地下水開発等の水利施設の拡充，開懇事業の促進など，土地資本の形成が最も大きく，戸当平均１９６２年の１８万ＷＯＮから１９６７年には４２万ＷＯＮに約2.3倍の増加であり，建物は２万８千ＷＯＮから５万７千ＷＯＮに倍増した。

固定資本のうち土地資本の占める割合は，１９６２年82.6％から１９６７年84.9％に増加した。農家の投資は，建物，動植物，農具等よりは土地投資（耕地の拡張改良）に最重点がおかれている。

農家階層別にみると，大農層は，土地，大植物，大農機具に対する集中投資により，規模拡大と資本装備を高度化して生産性の向上に努力し，中農層は，多角経営化に努力して，農業収入の拡大をはかる傾向があり，小農層は，新規投資の能力に乏しい。

農業固定資本の推移

（単位；戸当ＷＯＮ）

	総固定資本	土地	建物	大植物	大動物	大農具
１９６２	217,891	180,064	27,634	853	7,536	1,804
１９６５	396,224	340,646	42,935	1,116	9,802	1,1,725
１９６７	496,285	421,568	56,768	1,286	14,805	1,858

注；農林部刊　農家経済調査報告書による

Ⅵ　農家経済の動向

1.　農家所得の動向

１９６７年の平均農家所得は１４９,４７０WONで，１９６５年に比し３３.２％増加した。

農家所得を源泉別に農業所得と兼業およびその他所得に分けてみると農業所得が２ケ年で約31.0％増加したのに対し，兼業およびその他所得は実に４１.６％も増加を示した。従って農家所得中の農業所得の割合は１９６５年の７９.２％から１９６７年には７７.８％に漸次減少の傾向にある。

農家所得の構成

（単位；WON）

	農業所得	兼業およびその他所得	農家所得
1965	88,812　(79.2)	23,389　(20.8)	112,201　(100.0)
1966	101,430　(77.9)	28,746　(22.1)	130,176　(100.0)
1967	116,359　(77.8)	33,111　(22.2)	149,470　(100.0)

注 1. 経常市場価格
2. (　)内は構成比％
3. 農林部刊　農家経済調査報告書による

経営規模別にみると，１９６５年から１９６７年にかけて，５反未満の零細農においては，農家所得中の農業所得の比率の漸減の傾向があるが，規模の大きい農家では，農業所得の比率が相対的に高まりつゝあり，５反未満層では農業所得と兼業その他の所得の比率が５４：４６であるのに対し，２町以上の大農では８８：１２となっている

2.　農業所得

経常市場価格によれば最近２年間で，農業所得は３１％の伸びを示し，１９６７年には平均１１６,３５９WONとなった。

戸当農業所得の推移

（単位；WON）

	農業粗収益	農業経営費	農業所得	指数
1965	115,991	27,179	88,812	100.0
1966	131,407	29,977	101,430	114.2
1967	150,995	34,636	116,359	131.0

注 1. 経常市場価格
2. 農林部刊　農家経済調査報告書による

農業所得の動向は，経営階層によって若干様相が異なり，５反未満の零細農の農業所得は1965年の４２,２０３WONに比べ１９６７年には５１,９２４WONと２年間で２３％の増加を示したが，0.５～1.０町層はこの間２８％の増，1.０～1.５町層は２７.４％の増加，さらに1.５～2.０町層は２９.０％，２町以上層が２７.１％のそれぞれ増加であり，中農層の増加率が比較的大きい。

耕地規模別農業所得の動向

(単位；WON)

	0.5町歩未満	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0町歩以上
1965	42,230 (100.0)	73,987 (100.0)	110,096 (100.0)	146,112 (100.0)	195,500 (100.0)
1966	46,661 (110.6)	82,712 (111.8)	126,312 (115.2)	160,976 (110.2)	235,784 (120.0)
1967	51,924 (123.0)	95,332 (128.8)	140,210 (127.4)	188,555 (129.0)	248,487 (127.1)

注 1. 経常市場価格
2. (　)内は指数
3. 農林部刊 農家経済調査報告書による

3. 兼業およびその他所得

兼業およびその他所得は1965年に比し1967年は41.6%の増で，農業所得の増加率を上廻る。

兼業所得を，林業，水産業，商工業およびその他に区分すれば，1965年までは水産業の比重が最も高かったが，1966年以降は商工業がトップで以下その他，水産業，林業の順となった。兼業所得以外のその他の所得としては，多いものから順に，被贈補助収入，賃労働収入，俸給，年金収入，利子，および賃貸料収入である。

4. 農家生活水準

1967年の農家可処分所得は144,645WONで1965年に比し，34.5%増加したのに対し，127,667WONで，1965年比27%の増加に止まり，可処分所得の家計費充足度は113.3%となった。

可処分農家所得と家計費支出

(単位；WON)

	可処分農家所得 (A)	家計費支出 (B)	充足度 (A/B)
1965	107,519	100,492	107.0
1966	124,668	109,878	113.5
1967	144,645	127,667	113.3

注 1. 経常市場価格
2. 農林部刊 農家経済調査報告書による

附 表

1. 水利別水田面積

		面　積（町歩）	比　率（%）
水利安全水田		763,595.0	58.8
内訳	土地改良組合水田	(324,736.5)	(42.5)
	組合外水田	(438,858.5)	(57.5)
水利不安全水田		294,102.5	22.7
天水田		240,140.5	18.5
計		1,297,838.0	100.0

注 1. 土地改良組合面積は事業完成面積を示す
　 2. 1966年末現在　農林部資料による

2. 土地改良事業関係職員数

区　分	事務職員	技術職員	嘱託・臨時職員	その他	計
農林部	35	34	14	5	88
市道	82	162	70	14	328
土地改良組合聯合会	158	937	—	136	1,231
土地改良組合	1,309	1,269	—	368	2,946
建設部	5	23	22	2	52
その他	7	10	15	6	38
計	1,596	2,435	121	531	4,683

注 1. 土地改良事業統計年報1967による
　 2. 市道は，ソウル，釜山の2市と9道

3. 土地改良事業実績（１９４６〜１９６６）

	地区数	受益面積（町）	増収量（t）	総事業費（百万 WON） 補助	起債	その他	計
貯水池・揚水場 洑・干拓	824	240,368	278,826	9,334	8,813	62	18,209
小規模	14,349	264,036	258,044	2,124	—	328	2,452
地下水開発	9	2,273	2,215	137	—	—	137
開こん	102,362	106,823	167,967	996	—	3,003	3,999
改補修	防潮堤 225km 2,161	918,750	(148,678)	719	800	69	1,588
耕地整理	646	34,017	17,277	624	—	1,448	2,072
災害復旧	2,150	—	—	992	91	11	1,094
農地保全	286	26,744	—	53	—	—	53
その他	—	—	—	859	—	—	859
計	防潮堤 225km 122,787	1,593,009	(148,678) 724,329	15,839	9,704	4,921	30,464

注　1. 土地改良事業統計年報１９６７
　　2. 増収量（　）内は減収防止量を外書で表示

4. 土地改良組合規模別地区数および受益面積

	200町歩未満	200〜500町歩	500〜1000町歩	1000〜5000町歩	5000〜10,000町歩	10,000町歩以上	計
組合数	35	64	118	61	4	5	266
受益面積（町歩）	4,074.9	21,130.2	85,703.8	148,308.1	24,087.9	83,884.6	377,189.5
同上％	1.1	5.6	22.7	39.3	6.4	24.9	100.0

5. 年度別反当組合費

（単位；WON）

	最高	最低	平均
1962	1,080	80	369
1963	1,210	200	436
1964	1,811	210	519
1965	1,686	128	668
1966	1,833	100	790

注； 土地改良事業統計年報１９６７による

6. 土地改良組合の水源種類別面積

1966年度道別内訳

	組合数	地区数	蒙利面積	貯水池			揚水場		洑		其の他灌漑面積
				貯水量	流域面積	灌漑面積	喞筒台数	灌漑面積	洑数	灌漑面積	
			町	町米	町	町	台	町		町	町
ソウル	5	6	2,094.0	5.51	171	26.0	23	1,591.8	3	476.2	—
釜山	1	1	568.5	8.48	66	33.5	—	—	—	—	535.0
京畿	22	66	48,436.4	10,106.43	64,544	22,211.8	94	16,945.5	25	2,049.2	7,229.9
江原	17	24	11,186.9	4,833.67	40,480	7,740.6	19	362.1	26	3,054.2	30.0
忠北	16	52	18,868.6	6,528.92	70,888	14,974.0	29	1,651.1	36	1,987.5	256.0
忠南	40	88	52,661.5	20,966.03	139,216	44,427.4	88	4,795.9	44	2,458.0	980.2
全北	23	75	88,690.6	23,854.87	263,659	65,757.0	144	5,096.9	111	3,991.1	13,845.6
全南	34	181	54,780.3	14,201.80	159,524	42,071.3	72	3,208.7	138	3,962.5	5,537.8
慶北	45	112	52,524.7	16,237.09	188,674	34,003.1	124	14,711.6	93	2,872.4	937.6
慶南	60	114	46,693.9	6,485.68	75,670	16,917.3	191	24,461.1	85	3,330.6	1,984.9
済州	3	8	684.1	112.68	3,805	403.2	1	—	5	197.2	83.7
計	266	727	377,189.5	103,341.16	1,006,707	248,565.2	785	72,824.7	566	24,378.9	31,420.7

注 1. 貯水量の単位，町米とは，水面積1町歩水深1 mをいう

2. 土地改良事業統計年報による

7. 年次別農家戸数および農家人口

年別	家口数（戸）			人口数（人）		
	総家口数	農家口数	%	総人口	農家人口	%
1959	3,925,735	2,267,419	57.8	24,291,000	14,125,751	58.2
1960	4,377,973	2,349,506	53.7	24,989,000	14,559,271	58.3
1961	4,343,727	2,327,116	53.6	25,700,000	14,508,504	56.5
1962	4,589,071	2,469,453	58.2	26,432,000	15,096,779	57.1
1963	4,688,231	2,415,593	51.5	27,184,000	15,266,325	56.2
1964	4,769,533	2,450,308	51.4	27,958,000	15,553,019	55.6
1965	4,844,439	2,506,899	51.7	28,670,000	15,811,575	55.2
1966	5,118,053	2,540,274	49.6	29,207,856	15,780,706	54.0
1967	5,101,040	2,586,864	50.7	29,470,831	16,078,086	54.6

注； 農林統計年報 1968

8. 市道別農家戸数および農家人口

	家口数			人口数		
	総家口数	農家口数	%	総人口	農家人口	%
ソウル特別市	754,261	16,558	2.2	3,969,218	102,986	2.6
釜山市	271,518	9,581	3.5	1,463,325	58,859	4.0
京畿道	535,481	263,995	49.3	3,070,797	1,620,914	52.8
江原道	326,508	161,422	49.4	1,825,018	959,468	52.6
忠清北道	253,309	180,907	71.4	1,547,391	1,151,279	74.4
忠清南道	470,329	317,886	67.6	2,907,336	2,049,904	70.5
全羅北道	419,333	295,929	70.6	2,503,644	1,835,974	73.3
全羅南道	664,159	460,551	69.3	4,123,437	2,954,112	71.6
慶尚北道	786,510	450,646	57.3	4,518,584	2,797,825	61.9
慶尚南道	545,529	370,933	68.0	3,195,265	2,277,275	71.3
済州道	74,103	58,457	78.9	346,816	269,490	77.7

注； 農林統計年報 1968

9. 年次別耕地面積

年別	耕地面積（町歩）						戸当農家人口	戸当耕地面積（段歩）		
	計		畓		田					
	面積	%	面積	%	面積	%		計	畓	田
1959	2,033,028.8	100	1,212,917.3	59.6	820,111.5	40.4	6.22	8.96	5.35	3.61
1960	2,041,668.1	100	1,216,298.0	59.6	825,370.1	40.4	6.20	8.69	5.18	3.51
1961	2,049,492.6	100	1,220,991.2	59.6	828,501.4	40.4	6.23	8.81	5.25	3.56
1962	2,079,859.2	100	1,233,289.2	54.5	846,570.0	45.5	6.11	8.42	4.99	3.43
1963	2,096,974.5	100	1,238,338.0	59.0	858,636.5	41.0	6.33	8.68	5.13	3.55
1964	2,189,106.1	100	1,271,648.6	58.1	917,456.5	41.9	6.35	8.93	5.19	3.74
1965	2,275,189.5	100	1,296,914.3	57.0	978,275.2	43.0	6.31	9.07	5.17	3.90
1966	2,312,187.0	100	1,297,838.0	56.1	1,014,349.0	43.9	6.21	9.10	5.11	3.99
1967	2,331,176.8	100	1,301,272.4	55.8	1,029,904.4	44.2	6.21	9.01	5.03	3.98

注； 農林統計年報 1968

10. 市道別耕地面積

	耕地面積（町歩）						戸当農	戸当耕地面積（段歩）		
	計		畓		田		家人口	計	畓	田
	面積	%	面積	%	面積	%				
ソウル特別市	14,337.3	100	7,643.2	53.3	6,694.1	46.7	6.23	8.66	4.62	4.04
釜山市	5,683.5	100	3,651.6	64.2	2,031.9	35.8	6.14	5.93	3.81	2.12
京畿道	308,681.8	100	185,082.9	59.9	123,598.9	40.1	6.14	11.69	7.01	4.68
江原道	167,772.5	100	57,655.8	34.4	110,116.7	65.6	5.94	10.39	3.57	6.82
忠清北道	178,734.3	100	78,213.4	43.8	100,520.9	56.2	6.36	9.88	4.32	5.56
忠清南道	294,514.8	100	179,436.6	60.9	115,078.2	39.1	6.45	9.26	5.64	3.62
全羅北道	258,774.7	100	171,225.3	66.2	87,549.4	33.8	6.20	8.75	5.79	2.96
全羅南道	385,778.6	100	223,116.5	57.8	162,662.1	42.2	6.42	8.37	4.84	3.53
慶尚北道	392,528.7	100	213,258.2	54.3	179,270.5	45.7	6.21	8.71	4.73	3.98
慶尚南道	274,196.6	100	180,949.3	66.0	93,247.3	34.0	6.14	7.39	4.88	2.51
済州道	50,174.0	100	1,039.6	2.1	49,134.4	97.9	4.61	8.59	0.18	8.41

注； 農林統計年報

11. 農業用器具機械保有状況表

	動力耕耘機	動力病虫害防除器具	動力脱穀機	動力揚水機
1961	30	310	4,794	3,736
1962	93	714	8,022	12,292
1963	386	9,071	9,495	13,171
1964	653	5,133	14,610	15,350
1965	1,111	7,579	18,909	26,029
1966	1,555	8,798	22,338	29,929
1967	3,819	12,768	25,474	31,613

注； 農林統計年報 1968

12. 米穀生産量表 （精穀）

単位；面積；町歩
段収；kg
収穫量；t

年別	合計			水稲			陸稲		
	植付面積	段収	収穫量	植付面積	段収	収穫量	植付面積	段収	収穫量
1961	1,137,484.0	304	3,462,547.9	1,132,911.2	305	3,458,777.8	4,572.8	82	3,770.1
1962	1,148,491.4	263	3,014,915.3	1,143,149.4	263	3,011,055.5	5,342.0	72	3,859.8
1963	1,165,021.6	323	3,758,047.1	1,158,292.9	324	3,751,710.7	6,728.7	94	6,336.4
1964	1,205,168.3	328	3,954,490.9	1,191,335.8	331	3,940,938.8	13,832.5	98	13,552.1
1965	1,238,356.7	283	3,501,132.3	1,208,925.4	287	3,464,351.5	29,431.3	125	36,780.8
1966	1,241,589.8	316	3,919,280.3	1,209,344.3	320	3,870,504.3	32,245.5	151	48,776.0
1967	1,245,551.5	289	3,603,104.0	1,214,337.7	294	3,571,873.1	31,213.8	100	31,230.9

注； 農林統計年報 1968

13. 米穀年度別全体糧穀需給推算

	項目	1964 千屯	1964 千石	1965 千屯	1965 千石	1966 千屯	1966 千石	1967 千屯	1967 千石	1968 千屯	1968 千石
需要量	合計	5,366	38,436	6,080	43,843	7,800	56,652	9,127	65,693	9,718	69,680
	1.食糧用	4,287	30,423	4,553	32,389	5,222	37,170	5,881	41,626	6,128	43,416
	農家食糧用	2,486	17,716	2,723	19,423	3,136	22,429	3,472	24,645	3,548	25,232
	非農家食糧用	1,587	11,191	1,640	11,617	1,904	13,460	2,187	15,372	2,402	16,930
	官需用	214	1,516	190	1,349	182	1,281	222	1,609	178	1,254
	2.種子用	128	930	152	1,103	172	1,268	186	1,370	204	1,510
	3.加工と政府	319	2,493	423	3,340	917	7,105	1,262	9,567	1,383	10,214
	4.飼料用	114	767	125	913	191	1,517	218	1,663	267	1,981
	5.減耗量	21	144	22	156	234	1,700	321	2,324	257	1,862
	6.輸出と政府移越	75	525	204	1,525	206	1,527	203	1,472	1,479	10,697
	7.民間移越量	422	3,154	591	4,417	858	6,365	1,056	7,671		
供給量	合計	4,818	34,473	5,880	42,405	7,245	52,542	8,608	61,772	8,507	60,918
	1.移越量	253	1,827	669	5,006	808	5,985	1,323	9,606	1,462	10,566
	2.導入米到着量	151	1,094	286	2,053	233	1,987	359	2,758	468	3,429
	3.生産量	4,414	31,552	4,925	35,346	6,204	44,570	6,926	49,408	6,577	46,923
	米穀	2,766	19,207	2,922	20,294	3,501	24,313	3,867	26,857	3,600	25,000
	麦類	1,055	7,886	1,182	8,834	1,773	13,185	2,112	15,342	2,086	15,140
	豆類	182	1,331	194	1,419	203	1,486	188	1,383	188	1,373
	秋雑穀	108	775	124	892	120	877	108	780	112	812
	薯類	303	2,353	503	3,907	607	4,709	651	5,046	591	4,598
差引過不足量		548	3,963	200	1,438	555	4,110	519	3,921	1,211	8,762

注； 農林統計年報 1968

14. １９６７年度水稲生産費

（単位；精米１００ℓ当WON）

費目別		経営費				内給費	合計
		純費		自給費	小計		
		償却費	購入支払費				
種苗費		—	2	47	49	—	49
肥料費	無機質	—	214	—	214	—	214
	有機質	—	—	82	82	2	84
防除費		—	37	—	37	—	37
諸材料費		—	4	4	8	—	8
水利費		2	115	10	126	—	126
租税公課金		—	72	—	72	—	72
諸負担金		—	6	—	6	—	6
農具費	大農具	12	29	2	43	—	43
	小農具	—	8	2	10	—	10
農舎費		6	2	10	18	—	18
畜力費		—	41	25	66	—	66
労力費		—	313	—	313	570	883
費目合計		20	842	185	1,045	572	1,617
副収入価額		—	—	—	—	—	397
基礎生産費（副収入差引）		—	—	—	—	—	1,220
土地用役費	植付地以外	—	2	—	2	10	12
	植付地	—	169	—	169	1,220	1,389
資本用役費		—	—	—	—	113	113
生産費	副産物価額不控除	—	—	—	—	—	3,132
	副産物価額控除	20	1,010	185	1,216	1,916	2,734

注； 農林統計年報１９６８による

15. 米生産費および価格の年次別変化

（単位；精米１００ℓ当WON）

年次	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967
生産費（副産物価額不控除）	1,534	1,682	1,587	2,244	2,891	2,738	3,132
生産費（副産物価額控除）	1,377	1,461	1,348	1,939	2,593	2,421	2,734
農家販買価格（１等品）	1,626	1,726	2,750	3,422	3,210	3,386	3,730

注 1. 生産費は農林統計年報１９６８による

2. 農家販買価格は農協中央会資料，１９６４年５６個の農村地方合成価格

１９６５年以降は指定統計第１２号「農村物価賃料調査」によるものである。

LIB